

《注意事項》

1 課税免除対象車両

次の要件をすべて満たす車両が対象です。

- (1) 4輪の軽自動車、3輪の軽自動車、2輪の軽自動車又は2輪の小型自動車
※原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車は対象外です。
- (2) 販売を目的として取得し、保有していること
- (3) 用途が、リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものでなく、また、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること
- (4) 取得時における走行距離と賦課期日（対象年度の4月1日時点）現在の走行距離の差が100km未満であること
- (5) 賦課期日現在において、車両の所有者及び使用者について、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による古物営業の許可を受けており、かつ、中古軽自動車等を販売することを業とする者の名義であること

2 届出に必要なもの

- (1) 届出（様式）
※取得時の走行距離については、古物台帳等で確認できるものを記入してください。
※届出回数には、当該車両について課税免除の届出を行うのが何回（年度）目かを記入してください。
- (2) 古物商許可証の写し
- (3) 自動車検査証（車検証）の写し（3輪以上の軽自動車又は2輪の小型自動車の場合）
軽自動車届出済証の写し（2輪の軽自動車の場合）
電子車検証の場合、A6サイズの電子車検証の写し（自動車検査証記録事項の写しを含む）、又は車検証閲覧アプリにより車検証情報ファイルを印刷したもの
- (4) 古物台帳の写し
- (5) 賦課期日（対象年度の4月1日時点）現在の走行距離メーターの写真

3 調査について

課税免除に係る届出内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な調査を行います。

4 届出期間

4月1日から7日（7日が土曜・日曜・祝休日の場合には翌開庁日）（郵送の場合は必着）

※届出期間を過ぎていても届出を受け付けますが、納税通知書が送付される場合があります。

5 窓口・お問い合わせ先

市税事務所（船場法人市税事務所を除く。）の軽自動車税担当

※届出手続は、いずれの市税事務所（船場法人市税事務所を除く。）でも行うことができます。

※郵送による提出も可能です。